

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（282）」
2. 日時：平成29年8月21日 10時00分～11時40分
3. 場所：原子力規制庁 13階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、田尻安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室長代理 他7名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 電気保守課担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力電気設計）

電源開発株式会社：設備技術室 電気・計装設備技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「14条 全交流動力電源喪失対策設備」について、本日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「33条 保安電源設備」について、本日の提出資料に基づき説明があった。
原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 新筑波変電所からの受電経路を連携していない理由として、系統事故発生時の事故電流の増大を考慮しているが、事故時の影響対象箇所を整理して提示すること。
 - 那珂変電所が全停止した場合の、茨城変電所を経由した電力供給について、東京電力パワーグリッド株式会社が東海第二発電所に対する給電を確実かつ、速やかに実施することをどのように担保するのか整理して提示すること。
 - 保安電源設備の電線路の設計方針について、「8条 火災による損傷の防止」との整合性を整理して提示すること。
 - 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレー系ディーゼル発電機含む）において、保安上必要とされる負荷を整理して提示すること。
- (3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（DB 14条
全交流動力電源喪失対策設備）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（DB 33条
保安電源設備）